

令和4年9月

第6回

横手市議会
定例会議案
(追加議案)

令和4年第6回横手市議会9月定例会追加議案一覧表

(1) 議案第90号 横手市手数料条例の一部を改正する条例

ページ
1

議案第 90 号

横手市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 9 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の額を改めるため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市手数料条例の一部を改正する条例

横手市手数料条例（平成17年横手市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
手数料を徴収する事項		単位	金額	手数料を徴収する事項		単位	金額
[略]				[略]			
2	課税に関する証明	1件	200円	2	課税に関する証明	1件	200円 <u>（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者の使用に係る電子計算機で必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するもの（以下「多機能端末</u>

--	--	--	--

[略]

別表第2（第2条関係）

	手数料を徴収する事項	単位	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450円

[略]

10	印鑑登録証明	1件	200円
----	--------	----	------

			機」という。)による交付の場合にあっては、120円)
--	--	--	----------------------------

[略]

別表第2（第2条関係）

	手数料を徴収する事項	単位	金額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項又は第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通	450円（多機能端末機による交付の場合にあっては、270円）

[略]

10	印鑑登録証明	1件	200円（多機能端末機による交付の場合にあっては、120円）
----	--------	----	--------------------------------

						合にあつては、120 円)	
11	住民票の写し	1件	200円	11	住民票の写し	1件	200円 (多機能端末 機による交付の場 合にあつては、120 円)
[略]				[略]			
13	戸籍の附票の写し	1件	200円	13	戸籍の附票の写し	1件	200円 (多機能端末 機による交付の場 合にあつては、120 円)
[略]				[略]			

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。